

学費返還規程

第1条（目的）

本規程は、当校における学費の納入及び返還に関する事項を定め、学生と学校双方の権利・義務を明確にすることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当校に入学を希望し、学費を納入したすべての学生に適用する。

第3条（学費の納入）

学生は、所定の方法、納付単位及び期日に従い、入学選考料、入学金、授業料、施設使用料、健康診断料等を納入しなければならない。

第4条（返還の原則）

原則として、納入された入学選考料及び入学金は返還しない。

授業料の返還については、第5条及び第6条の定めによる。

第5条（入学前の返還）

1. 在留資格認定証明書の交付前の辞退又は不交付の場合、入学選考料及び入学金は返還しない。
2. 同証明書交付後の辞退又は査証申請後の来日辞退の場合、入学選考料及び入学金を除き、授業料を返還する。返還には、同証明書の返却及び次のいずれかの書類を要する。
 - (1) 査証不許可印のあるパスポートの写し
 - (2) 入学辞退の意思を示す書面
3. 来日後、入学手続前に辞退した場合も、入学選考料及び入学金を除き、授業料を返還する。返還には、帰国便の航空券又は予約票の写し及び穴あけ処理済みの在留カードの写しを要する。
4. 入学前の辞退については、退学届の提出を要しない。

第6条（入学後の返還）

1. 入学選考料及び入学金は返還しない。
2. 入学後、学生が課程修了前に退学する場合は、退学届を提出し、所定の手続を完了しなければならない。
3. 前項の手続完了後、退学届に記載された退学日を含む学期を除き、残余学期の授業料の半額を返還する。
4. 帰国、進学又は在留資格変更を理由として退学する場合は、第7条に定める必要書類を提出しなければならない。

第7条（返還手続き）

学費の返還を希望する学生は、所定の手続きに従い、必要書類を提出しなければならない。

第8条（その他）

本規定に定めのない事項については、学校の運営方針及び法令に従うものとする。

令和8年7月16日改定

令和8年7月16日施行

にんじんランゲージスクール